

# 事業者向け

発行：森町産業課

(令和4年3月8日現在)

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業者のみなさまへの支援制度

事業者への支援内容をまとめました。詳しい内容については、相談窓口へお問合せください。  
※最新の情報は町ホームページをご確認ください  
<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>

お困りごと	制度内容	問い合わせ先
従業員に休業してもらう	<b>雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)</b> 【対象】労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った事業者 【支援内容】休業手当等の一部を助成。上限額あり。 【助成率】中小企業 4/5、大企業 2/3、解雇等を行わないときは中小企業 9/10、大企業 3/4 ※売上高の生産指標が最近3ヶ月平均で前年または前々年同期と比較して 30%以上減少している企業や緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域に関しては別途、特例あり。	静岡県労働局 TEL 054-653-6116 ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181
子どもの世話で休業	<b>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</b> 【対象】子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主 【支援内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※上限額あり 【申請期限】R4.2.28(休暇取得期間が R3.11.1~12.31 まで) R4.5.31(休暇取得期間が R4.1.1~3.31 まで)	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL 0120-603-999
コロナで売上が減少	<b>事業復活支援金</b> 【対象】以下を満たす中小法人・個人事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ・令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者 【上限額】中小法人等 上限最大 250万円、個人事業者等 上限最大 50万円	事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL: 0120-789-140
コロナの疑いで仕事を休む	<b>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金</b> 【支援内容】健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症の陽性または陰性で発熱等の症状があり、療養や自宅待機のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給	加入している健康保険組合
まん延防止等重点措置に係る支援	<b>静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金</b> 【対象】営業時間の短縮要請に応じた対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 【要請内容】 <b>第三者認証店の場合、(1)(2)いずれかの要請内容を選択し対応する。</b> (1)営業時間短縮(5時から20時までの間)、酒類の提供終了停止 (2)営業時間短縮(5時から21時までの間)、酒類の提供可(5時から20時までの間) <b>第三者非認証店の場合</b> 営業時間短縮(5時から20時までの間)、酒類の提供終了停止	静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL: 050-5211-6111
休業手当を受けられない	<b>事業継続応援金</b> 【対象】飲食店への時短要請等の影響を受けている又は外出自粛等の影響を受けている静岡県内に本店又は主たる事務所のある中小法人・個人事業者(県協力金の対象事業者は除く) 【支援内容】令和2年2月・3月の売上が、平成31年・令和元年、令和2年又は令和3年同月と比較して20%以上30%未満減少している場合、中小法人 10万円・個人事業者 5万円を各月1回限りで定額給付	コールセンター TEL: 0120-371-060
生活費が必要	<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b> 【対象】R3.4.1~R4.3.31の間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等のうち休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方 【支援内容】休業前の平均賃金×80%×(各月の休業期間日数-就労した又は労働者の事情で休業した日数) ※日額上限...11,000円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276
上下水道料金支払い猶予	<b>生活福祉資金貸付制度</b> 【対象】新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方に生活費を無利子で貸付(据置期間あり) 【支援内容】主に休業した方(緊急小口資金) 貸付上限額 20万円 主に失業した方(総合支援資金) 貸付上限額 単身 15万円 2人以上 20万円 ×3か月	森町社会福祉協議会 TEL 0538-85-5769
融資を受けたい	<b>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</b> 【対象】新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少し一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった個人・事業主	森町上下水道課 水道料金について TEL 0538-85-6326 下水道使用料について TEL 0538-85-6327
	<b>日本政策金融公庫と商工中金による新型コロナウイルス感染症特別貸付+特別利子補給制度</b> 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近1か月の売上高が前4年の同期 5%以上減少した方など 【支援内容】運転資金や設備資金を対象とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。また、一定の要件に該当する事業者などは、特別利子補給制度により実質的に無利子に <b>経済変動対策貸付資金利子補給制度&lt;静岡県・森町&gt;</b> 【支援内容】経済変動対策貸付資金を貸し付けた金融機関に対し、利子補給金を交付 融資限度額 8,000万円 【利子補給率】県 0.67% 10年以内(据置期間:設備資金は3年以内、運転資金は2年以内) 町 0.67% 3年以内(県の利子補給に対し、町が上乘せで利子補給を実施) <b>衛生環境激変対策特別貸付</b> 【対象】最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 10%以上減少する旅館業・飲食店営業及び喫茶店営業を営む事業主 【支援内容】融資限度額別枠 1,000万円。(旅館業は別枠 3,000万円)	日本政策金融公庫浜松支店 国民生活事業 TEL 057-004-9890 中小企業事業 TEL 053-453-1611 商工中金浜松支店 TEL 053-454-1521 ・静岡銀行・清水銀行 ・スルガ銀行・愛知銀行 ・浜松いわた信用金庫 ・島田掛川信用金庫 他取扱金融機関 日本政策金融公庫浜松支店 国民生活事業 TEL 057-004-9890

相談窓口  
(経営相談・資金繰り等)

中小企業 金融相談窓口 TEL 0570-783-183  
 森町商工会 TEL 0538-85-3126  
 静岡県経営支援課 TEL 054-221-2806  
 静岡県よろず支援拠点 TEL 054-253-5117  
 静岡県信用保証協会 TEL 053-458-1212

このほかにも支援制度があります。  
 経済産業省からの情報もご確認ください。  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>